

設計内容説明書(子育て配慮賃貸住宅)

子育て配慮賃貸住宅用
各工法共通

建築物の名称:

適合基準:

☐ 優良な賃貸住宅基準(安全性・防犯性)

☐ 優良な賃貸住宅基準(遮音性)

確認項目		設計内容説明欄			設計内容確認	
項		目		設計内容	記載図書	確認
安 全 性	段差 (専有部分)	玄関	☐ ぐつずりと玄関外側の段差 () mm ≦ 20mm	☐ 平面図 ☐ 矩計図 ☐ 仕上表 ☐	☐ 適 ☐ 不適	
			☐ ぐつずりと玄関内側の段差 () mm ≦ 5mm			
		浴室 出入口	☐ 単純段差 () mm ≦ 20mm			
			☐ またぎ段差 () mm ≦ 180mm(内外の高低差120mm以下) + 手すり設置			
		バルコニー 出入口	(非接地住宅の場合のみ記入)			
			☐ 単純段差 () mm ≦ 180mm(踏み段*使用の場合は360mm以下)			
			☐ 単純段差 () mm ≦ 250mm + 手すり下地設置			
			☐ またぎ段差 () mm ≦ 180mm + 手すり下地設置			
			(踏み段*使用の場合は屋内側180mm以下、屋外側360mm以下) *踏み段:奥行き300mm以上、幅600mm以上、バルコニーの端との距離が1,200mm以上、かつ、1段であるものに限る。			
		居室の一部に 基準に適合する 範囲で設ける 段差	☐ 居室の一部に基準に適合する範囲で設ける段差なし			
	☐ 居室の一部に基準に適合する範囲で設ける段差あり ・ 300mm ≦ 段差 () mm ≦ 450mm ☐ 段差部分の方が高い ☐ 介助用車椅子の移動を妨げない ・居室面積 () m ² ・ 3m ² ≦ 段差部分の面積 () m ² ≦ 9m ² (居室面積18m ² 以下の場合居室面積の1/2) ・ 段差部分の開口 () mm ≦ 1,500mm ・ 段差部分面積の合計 () m ² ≦ 居室面積の1/2					
	手すり		転倒防止	・ 玄関 (☐ 上がり框の昇降設置 ☐ 設置可)	☐ 平面図 ☐ 建具表 ☐ 仕上表 ☐	☐ 適 ☐ 不適
				・ 便所 (☐ 立ち座り用設置 ☐ 設置可)		
				・ 浴室 (☐ 浴室出入用設置 ☐ 設置可)		
		・ 浴槽 (☐ 浴槽出入用設置 ☐ 設置可)				
		バルコニー 転落防止 (手すり)	☐ 腰壁等の高さ () mm ≧ 1,100mm			
			☐ 650mm ≦ 腰壁等の高さ () mm < 1,100mm 床面から1,100mm以上の位置に設置			
			☐ 300mm ≦ 腰壁等の高さ () mm < 650mm 腰壁等から800mm以上の位置に設置			
	2階以上の窓 転落防止 (手すり)	☐ 腰壁等の高さ () mm < 300mm 床面から1,100mm以上の位置に設置				
		☐ 該当なし				
		☐ 手すり最下部と床面*の間(内法寸法) () mm ≦ 90mm *立ち上げがある場合は立ち上げの頂部				
		2階以上の窓 転落防止	☐ 窓台等の高さ () mm ≧ 800mm			
			☐ 650mm ≦ 窓台等の高さ () mm < 800mm 床面から800mm(3階以上1,100mm)以上の位置に設置			
☐ 300mm ≦ 窓台等の高さ () mm < 650mm 窓台等から800mm以上の位置に設置						
バルコニー・ 2階以上の窓 転落防止 (手すり子)	☐ 窓台等の高さ () mm < 300mm 床面から1,100mm以上の位置に設置					
	☐ 該当なし(転落のおそれのある開放可能な窓なし)					
	☐ 2階以上の窓 転落防止	☐ 下地補強工事を実施して設置				
防 犯 性	侵入防止	玄関ドア	☐ 防犯建物部品 [※] (CPマーク製品)を採用	☐ 平面図 ☐ 建具表 ☐ 製品カタログ ☐ 仕上表 ☐	☐ 適 ☐ 不適	
		☐ 防犯建物部品(CPマーク製品)を採用しない場合は次のいずれかの措置をとっている。 ☐ デッドボルトが外部から見えない構造であること。 ☐ ガードプレートを設置すること。 ☐ 補助錠の設置により二重ロックとすること。 ※ 防犯性の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議が公表する防犯性能の高い建物部品目録に掲載された建物部品				
		窓のサッシ及びガラス [※]	☐ 防犯建物部品(CPマーク製品)を採用			
		☐ 防犯建物部品(CPマーク製品)を採用しない場合は次のいずれかの措置をとっている。 ☐ 防犯フィルムを設置 ☐ 窓サッシに錠付きクレセントを設置 ☐ 補助錠を設置 ☐ 振動アラームを設置				
	遮 音 性	床の遮音構造	☐ 接地階の窓(日常的に出入りをする掃き出し窓を除く。)及び共用廊下に面した窓に次のいずれかの措置をとっている。 ☐ 面格子を設置 ☐ 窓シャッター及びホームセキュリティシステムを設置			
			☐ 該当なし			
		壁の遮音構造	☐ 次のいずれかの基準に適合 ☐ 重量床衝撃音対策等級4以上 ☐ 相当スラブ厚さ20cm以上			

注1) 太枠で囲われた欄は、設計者等が記入してください。なお、この欄に記載されている事項は、必要な範囲内で、個別の検査において変更することができます。
注2) 書式内の欄に記載事項が入らない場合は、別添用紙を用いることができます。この場合は、別添用紙に番号等を付し、該当する欄に当該番号欄を記載してください。